

## 大学等における修学の支援に関する法律に基づく省令案の概要

大学等における修学の支援に関する法律（以下「法」という。）及び独立行政法人日本学生支援機構法（以下「機構法」という。）に基づき、制定又は改正が必要となる省令は、学資支給に関するものは「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」で、授業料等減免に関するものは「大学等における修学の支援に関する法律施行規則（仮称）」であり、これらの省令で定める事項は、以下のとおりです。

※以下の用語の定義は、それぞれ次のとおりです。

- ・ 「支援措置」とは、法第三条の「学資支給及び授業料等減免」をいう。
- ・ 「学生等」とは、法第二条第二項の「大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに高等専門学校の学科（第四学年及び第五学年に限る。）及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒」をいう。

### （１）支援措置の対象となる学生等の認定要件（別紙１参照）

- 法第八条第一項及び機構法第十七条の二第一項の「特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるもの」の認定基準として、以下の事項を定める。
  - ・ 学生等及びその生計維持者の収入・資産額に関すること
  - ・ 学生等の学業成績・学修意欲に関すること
  - ・ 学生等の国籍及び在留資格に関すること
  - ・ 高等学校卒業後又は高等学校卒業程度認定試験受験資格取得後から大学等への進学までの期間等に関すること

### （２）（１）の認定要件を満たす学生等が支援措置を受けられる大学等の確認要件（別紙２参照）

- 法第七条第二項の「社会で自立活躍できる豊かな人間性を備えた創造的な人材育成に関する基準」（第一号）及び「大学等の継続的・安定的な経営に関する基準」（第二号）として、以下の事項を定める。
  - ・ 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（４年制大学の場合、１２４単位）の１割以上、配置されていること
  - ・ 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること
  - ・ 厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること
  - ・ 財務諸表等の情報・教育活動に係る情報を開示していること
  - ・ 大学等の経営基盤・収容定員の充足率に関すること

※なお、一部の基準について、2019年度の特例を設けることとする。

### （３）（１）の認定要件を満たす学生等が支援措置を受けられる短期大学及び高等専門学校の専攻科

- 支援措置の対象となる短期大学及び高等専門学校の専攻科は、学位規則第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科とすることについて定める。

#### (4) 支援措置の対象となる学生等の認定に関する手続（別紙3参照）

- 支援措置を受けようとする者は、学資支給（給付型奨学金の支給）については独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に、授業料等減免については（2）の確認を受けた大学等（以下「確認大学等」という。）に対し、それぞれ申込を行うことについて定める。
- 学生等からの申込を受けて、学資支給については機構が、授業料等減免については確認大学等が、（1）の認定要件に基づき選考を行うことについて定める。
- 機構及び確認大学等は、（1）の認定要件に基づく選考の結果を学生等に通知することについて定める。
- 学資支給の対象者として機構の認定を受けた学生等については、授業料等減免の対象者として認定を受けることができる者とみなすことを定める。

#### (5) 支援措置の対象となる大学等の確認に関する手続（確認スケジュール：別紙4参照）

- 確認を受けようとする大学等の設置者は、五月初日から六月末日までに、法第七条第一項に規定する文部科学大臣等に対し、省令で定める申請書（別紙5参照）を提出することについて定める。（2019年度においては、申請書の提出期間は文部科学大臣等が定める日とする。）
- 文部科学大臣等は、大学等の設置者からの申請書の提出を受けて、その大学等が（2）の確認要件を満たしていることを確認したときは、確認大学等の名称・所在地及びその設置者の名称・主たる事務所の所在地を公表するとともに、確認した旨をその設置者に通知することについて定める。
- 文部科学大臣等が確認した旨の通知を受けた確認大学等の設置者は、その申請書をインターネットの利用により公表することについて定める。
- 確認大学等の設置者は、毎年六月末日までに、申請書の記載内容を更新し、文部科学大臣等に提出することについて定める。
- 確認大学等の設置者は、①確認要件を満たさなくなったとき、②確認を辞退しようとするとき、③確認大学等の名称・所在地及びその設置者の名称・主たる事務所の所在地に変更があったときは、その旨を文部科学大臣等に届け出ることとし、①及び③については遅滞なく、②については一年前に届け出ることについて定める。
- 文部科学大臣等は、法第十五条の規定により確認大学等に係る確認を取り消したときは、その旨をその大学等に通知することについて定める。

#### (6) 支援措置の実施に関する手続等（別紙6参照）

- 支援対象者は、各学年において継続して支援措置を受けようとするときは、学資支給については毎年一回、授業料減免については毎年二回、それぞれ申込を行うことについて定めるとともに、申込を行わない場合は支援措置を打ち切る（支援対象者の認定を取り消す）ことについて定める。
- 機構及び確認大学等は、毎年一回、支援措置の対象者が学業成績・学修意欲（以下「学業成績等」という。）に関する基準及び収入・資産額に関する基準に適合するかどうかの判定（以下「適格認定」という。）を行う（高等専門学校及び修業年限が二年以下の確認大学等は、学業成績等に関する適格認定を毎年二回行う）ことについて定める。
- 収入・資産額に関する適格認定において、機構がその基準に適合することの判定を行った学生等については、確認大学等がその基準に適合することの判定を行った者とみなすことについて定める。
- 機構及び確認大学等は、適格認定の判定の結果、支援措置を見直す必要があるときは、

毎年四月又は十月に、支援措置の廃止、停止又は額の変更を行うことについて定める。

- 機構及び確認大学等は、適格認定の結果、支援対象者の学業成績・学修意欲がその基準に照らして警告区分に該当するときは、その支援対象者に学業成績等が不振である旨の警告を行うことについて定める。
- 偽りその他不正の手段により支援措置を受けた場合、確認大学等から退学・無期又は三か月以上の停学の懲戒処分を受けた場合等における支援措置の打ち切りについて定める。
- 確認大学等から休学を認められた場合、三か月未満の停学の懲戒処分を受けた場合等においては支援措置を停止することとし、復学時に（１）の認定要件を満たす場合、学生等からの申込に基づき、支援措置を再開することについて定める。
- 機構及び確認大学等は、支援措置の打ち切り又は額の変更を行うときは、あらかじめ、その支援対象者に通知することについて定める。
- 確認大学等は、学業成績・学修意欲に関する適格認定の判定の結果を機構に通知するとともに、支援対象者に対する懲戒処分、休学の認定等について機構に通知することについて定める。
- 確認大学等の設置者は、授業料等減免の対象者の認定を取り消したときは、遅滞なく、取消しの年月日、人数、減免の額等を（２）の確認をした文部科学大臣等に届け出なければならないことについて定める。
- 機構法第十三条第一項第一号の業務の実施に当たり、その対象となる学生等及びその生計を維持する者のマイナンバー（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）の提出を求めることについて定める。

#### （７）他法令に基づく同様の支援を受ける場合の学資支給の併給調整（別紙７参照）

- 他法令に基づく同様の支援を受ける場合の学資支給の額について定める。

#### （８）新制度実施後の現行給付型奨学金の受給者の特例

- 現行給付型奨学金（旧制度の給付型奨学金）の受給者が、法の施行後も継続して旧制度の給付型奨学金を受給するときは、その者は、法に基づく新制度の給付型奨学金を併給できないことについて定める。

#### （９）施行日

- 法の施行の日（ただし、制度の実施に必要な事項については、公布日施行）

※ なお、以下の事項については、引き続き文部科学省において検討し、追って省令で規定することを予定。

- ・ 減免費用の交付に関する事
- ・ 不正対応に関する事
- ・ 家計急変時の支援対象者の認定に関する事
- ・ 支援対象者の学業成績が下位四分の一に属するときに警告を連続で受ける場合（別紙６参照）における「斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例」に関する事
- ・ その他制度の適正な実施に必要な事項に関する事

# 支援措置の対象となる学生等の認定要件について

(省令)別紙1

## 1. 家計の経済状況に関する要件

【所得】 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること

- (算式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)※  
 ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額となる。  
 (基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満(市町村民税所得割が非課税となる者※を含む)。  
 ※税額控除により市町村民税所得割が非課税となる場合は、必ずしも第Ⅰ区分に該当しない場合がある。  
 第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満  
 第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満

【資産】 学生等及びその生計維持者の保有する資産※の合計額が、以下の基準額に該当すること

- (基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満  
 生計維持者が1人の場合 1,250万円未満  
 ※ 対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額(不動産は対象としない)

## 2. 学業成績・学修意欲に関する要件(採用時)

※ 認定後は、適格認定の基準(資料6参照)により学業成績等を確認し、これに基づき支援の継続の可否を判定する

### 予約採用

高校3年生

申請時期：入学前年度

高校2年次(申込時)までの評定平均値が、

3.5以上 … 進路指導等において学修意欲を見る。

3.5未満 … レポート又は面談により学修意欲を確認する。

(高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとする者については、高卒認定試験の受験・合格をもって、学修意欲があるものとみなす。)

### 在学採用

1年生

申請時期：入学年 4月※

(1) 入学前の評定平均値が算出できる場合  
 次の①か②のいずれかに該当すること

- ① 高校の評定平均値が3.5以上であること  
 ② 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

(2) 入学前の評定平均値が算出できない場合  
 次の①から③のいずれかに該当すること

- ① 入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること  
 ② 高卒認定試験の合格者であること  
 ③ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ 秋季入学の場合の申請時期については検討中。

## 3. 国籍・在留資格に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 同表の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずる者とその者が在学する学校の長が認めたもの(＝将来永住する意思があると認められた者)

## 4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

次により大学等へ進学した者を1度に限り支援の対象とする。

- ① 高校等を卒業後2年の間に入学が認められ進学した者
- ② 高卒認定試験合格者等については、当該試験を受けることができる者となった日の属する年次から5年を経過していない間に当該試験の合格者となり、合格後2年の間に入学が認められ進学した者(5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における学修意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。)

③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、上記の要件に準じて20歳以下で大学等へ進学した者

在学する大学等における学業成績について、  
 GPA(平均成績)等が上位1/2以上であること

または

- 次のいずれにも該当すること
- ① 修得単位数が標準単位数※以上であること  
 ※ 標準単位数＝卒業必要単位数/修業年限×申請者の在学年数
  - ② 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準(資料6参照)において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。

○ 法第7条第2項第1号の「大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができ豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準」は、次のとおりとする。

1. 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、配置されていること。

※ 例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど、実践的教育が行われる授業科目を含む。

※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない合理的な理由を説明・公表することが必要。

2. 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。

3. 授業計画（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 法令に則り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

○ 法第7条第2項第2号の「大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準」は、次のとおりとする。

・ 次のいずれにも該当する大学等でないこと（国立大学法人及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（公立大学法人及び地方独立行政法人を含む。）が設置者である大学等を除く。）

① 直前の3年度のすべての収支計算書において「経常収支差額」がマイナス

② 直前の年度の貸借対照表において「運用資産と外部負債の差額」がマイナス

③ 直近3年度のすべての収容定員充足率が8割未満

※ これらの基準の専門学校への適用に際し、③の収容定員充足率については「8割未満」の基準を引き下げる経過措置を設ける。（一定期間の経過措置であり、2019年度は「6割未満」とする。）

※ 以上の内容の詳細は「機関連件の確認への対応のポイント」(次ページ以降)参照。2019年度の特例も含めて記載。

# 高等教育段階の教育費負担軽減新制度 機関要件の確認への対応のポイント

(2019年第2版)

本資料は、現時点での考え方を整理したものであり、  
今後、内容が変更され得ることに留意願います。

【要件1】実務経験のある教員による授業科目の配置

- 各学校種の設置基準により、卒業に修得が必要となる単位数の1割以上、実務経験のある教員による授業科目が配置され、学生がそれらを履修し得る環境が整っていること。

(例：4年制大学：124単位→13単位以上、2年制短期大学：62単位→7単位以上、

専門学校（昼間学科）：修業年限n年×800時間→80n時間)

- 必修科目か、選択科目かは問わない。また、学部等共通科目でも可。

- 「実務経験のある教員による授業科目」とは、担当する授業科目に関連した実務経験を有している者が、その実務経験を十分に授業に活かしつつ、実践的教育を行っている授業科目を指す。必ずしも実務経験のある教員が直接の担当でなくとも、例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目でも可。

- 全ての学部等が要件を満たすことが必要であるが、学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない合理的な理由を説明・公表することによって要件を満たすものとする。

※ 「やむを得ない理由」としては、財政的・時間的な理由ではなく、学問分野の特性等を示しながら合理的な理由を具体的に示すことが必要だが、初年度（2019年度）の確認手続に限り、2019年度の教育課程で間に合わない場合でも、その理由と2020年度から要件を満たす方向性について説明・公表することで要件を満たすものとする。

## ＜大学等における留意事項＞

○ どの授業科目が「実務経験のある教員による授業科目」であるかを授業計画（シラバス）等で学生等に対し明らかにすることが必要であり、明らかにしている授業科目を計上する。

→ 2019年度のシラバス等に、どのような実務経験を持つ担当教員が、どのような授業を行うのかを明記しておくことが必要。

※シラバスに明記している授業科目を計上することを基本とするが、初年度（2019年度）の確認手続きに限り、シラバスへの記載が間に合わなかった場合には、シラバスとは別途の資料（一覧表等）により学生に対して補足説明をしている授業科目についても計上することも可。

## 【要件2】 外部人材の理事への任命

- 国立大学法人（理事の員数が3名以下の場合を除く。）、独立行政法人国立高等専門学校機構、公立大学法人及び学校法人の業務執行において重要な役割を有する「理事」に、任命の際現に当該大学等を設置する法人の役員や職員でない産業界等の外部人材を複数任命していること。

### ＜大学等における留意事項＞

- 「多様な分野における経験や有意義な知見を大学の運営に生かし、自律的な運営を促進する」という要件設定の趣旨に照らし、当該外部人材の理事に期待する役割を明らかにした上で、それにふさわしい人材を任命することが必要。
  - **外部人材の理事が複数配置されていない場合には人選・任命が必要。**
- 初年度（2019年度）の確認手続に限り、申請時点において要件を満たしていない場合であっても、2020年4月1日までに要件を満たすことについて申請者（大学等の設置者）の誓約がある場合には要件を満たすものとする。

<理事が置かれられない場合等（国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、公立大学法人及び学校法人以外の場合）の特例>

○ 次の場合には、理事への外部人材の任命に代えて、社会や産業界のニーズを踏まえた意見を学校運営に反映させられる組織や体制に、複数の外部人材が参画していることを求める。

- ①理事が置かれられない場合（地方公共団体が直接設置する公立大学、個人立の専門学校等）
- ②学校の設置・運営を直接の目的としない法人（医療法人等）が運営している場合

具体的には、教育課程の編成などの学校運営についてその意見を反映させ得る組織（※）として置かれていることを求めるものとする。

- ・当該組織を置くことの根拠が学則等において確認できること。
- ・当該組織の審議事項について定められていること。
- ・構成員に関する規定（その選任に係る規定を含む。）があること。
- ・「外部人材」として当該学校の教職員以外の者が複数参画していること。

※（例）学校運営会議、教育課程編成委員会、学校関係者評価委員会（評価の実施のみならず、評価結果や意見を学校運営に反映させる仕組みがある場合に限る。）など

○ 理事の場合と同様、初年度（2019年度）の確認手続に限り、申請者の誓約があれば2020年4月までに要件を満たすことと可とする。

### 【要件3】厳格な成績管理の実施・公表

- 以下の取組を通じ、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
  - ・ 各授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画（シラバス）の作成・公表
  - ・ 学習意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法による学修成果の厳格かつ適正な評価、単位授与
  - ・ GPAなどの成績評価に係る客観的な指標の設定・公表、成績の分布状況の把握をはじめ適切な実施
  - ・ 卒業の認定に関する方針の策定・公表、適切な実施
- **支援対象者の要件（単位修得率やGPA等の下位4分の1などの場合の警告等）を適正に機能させるための前提となる。必要に応じ学内の体制や諸規定の整備。**
- 支援対象者への成績要件の適用により、警告を受けたり、支給しないこととされた学生の数やその事由については、大学等ごとに公表する。

## <大学等における留意事項>

(授業計画の作成・公表)

- 授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法・基準などについて、申請に当たり概要を記載すること。また、要件1のため、実務経験のある教員による授業科目については、どのような実務経験のある教員がどのような教育を行うのかを記載すること。

(厳格かつ適正な評価を通じた単位又は履修の認定)

- 各授業科目において、試験やレポートの内容、学習への意欲などを、どのように学修成果として評価し、単位を与え、又は履修を認定しているのかをあらかじめ設定し、シラバス等により明らかにしていること。

(成績評価に係る指標の設定・公表と適切な実施)

- GPAなどの成績評価に係る指標の算定方法を定め、公表すること。

また、成績の下位4分の1に属する学生等に対する「警告」の仕組みを踏まえ、各大学等は、支援を受けている学生等の成績の相対的な位置を知るため、学生の成績の分布状況を把握していることが必要。申請に当たり、学部等ごとに学生の成績がどのように分布し、下位4分の1が全体のどの範囲かを示す資料（グラフや表）の添付を求めること。

(卒業の認定に関する方針の設定・公表と適切な実施)

- 各大学や学部等の教育理念に基づき、社会におけるニーズを踏まえ、卒業の認定に関する基本的な方針を定め、公表するとともに、適切に実施すること。方針は、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化するものとともに、どのような学修成果を挙げれば卒業を認定し、学位を授与するのかを記述すること。

## 【要件4】財務・経営情報の公表

### <財務諸表等について>

- 国立大学法人、公立大学法人、国立高等専門学校機構及び学校法人にあっては、各法において準用する独立行政法人通則法や、私立学校法によって作成が義務づけられている財務諸表等を公表していることを要件とする。

### <教育活動に係る情報について>

- 学生が安心して質の高い教育を受けられる環境を確保する観点から、大学等の経営情報の一環として、卒業の認定に関する方針、教育課程の編集及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針（三つの方針）や、定員充足状況（収容定員や在 student 数）、進学・就職の状況などの教育活動に係る情報を公表していることを要件とする。

- 大学及び高等専門学校については、学校教育法第109条に基づく自己点検・評価の結果及び同法施行規則第172条の2に定める教育研究活動等の情報について公表していることが必要であり、申請に当たっては、教育活動に係る情報の概要について、所定の様式に従って記載して提出することを要件とする。

### <公表の方法>

- インターネットの利用等により、一般に公表していることを要件とする。

## 【要件4】財務・経営情報の公表（専門学校についての特例）

＜財務諸表等について＞

○ 専門学校を設置する学校法人以外の法人についても、それぞれの法令に則り作成する財務諸表等について学校法人に準じて公表していることを要件とする。

なお、貸借対照表・損益（収支）計算書の作成について法令に定めのない法人類型（健康保険組合、宗教学法人等）があるが、財務・経営面での透明性を確保する観点から、これらの法人についても貸借対照表・損益（収支）計算書を作成・公表していることを要件とする。

○ 設置者が個人である場合は、確定申告の際の添付書類として作成する書類の例を踏まえ、貸借対照表・損益（収支）計算書に相当するものを作成・公表していることを要件とする。

＜教育活動に係る情報について＞

○ 専門学校については「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン（平成25年3月文部科学省生涯学習政策局）」を踏まえた共通様式による情報の公表を行っていることが必要であり、申請に当たっては、これらの情報の概要を所定の様式に従って記載して提出することを要件とする。

○ また、教育活動に係る情報の一環として、外部者が参画した学校評価（学校関係者評価）を実施し、その結果を公表していることが必要。なお、初年度（2019年度）の確認手続に限り、申請までに学校関係者評価の実施方法・体制が決められていれば、評価の実施は2020年度（2019年度に係る評価）であつても要件を満たすものとする。この場合、2020年度の申請書の更新版の提出時に、評価結果を公表していることを確認する予定。

→ **学校関係者評価（自己評価と一体的に実施）の実施に向けた早急な準備が必要。**

## ○法人類型ごとに公表を要する財務諸表等の種類（主な法人類型）

財務諸表等	国立大学 法人	公立大学 法人	学校法人	一般社団 法人	医療法人	社会福祉 法人	株式会社	個人
①貸借対照表	○	○	○	○	○	○	○	○
②収支計算書 又は損益計算書	○	○	○	○	○	○	○	○
③財産目録	—	—	○	—	○	○	—	—
④事業報告書	○	○	○	○	○	○	○	—
⑤監査報告書	○	○	○	○ (監事を置 く場合)	○	○	○	—

### （備考）

- ・法人類型ごとの関係法令の規定に基づき、財務諸表等を作成すること
- ・ただし、上記の財務諸表等のうち「①貸借対照表」及び「②収支計算書又は損益計算書」の作成に関し、関係法令の規定がない場合は、①及び②を作成すること
- ・財務諸表等については、インターネットの利用等により、一般に公表すること

## 【経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い】

【財務状況及び定員充足率に関する機要件の設定について】

教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされることのないよう、財務状況及び定員充足率に関する機要件を設定する。具体的には、次のいずれにも該当する大学等でないことを基準とする。

- ① 法人の貸借対照表の「運用資産<sup>(注1)</sup> - 外部負債<sup>(注2)</sup>」が直近の決算でマイナス
- ② 法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額<sup>(注3)</sup>」が直近3カ年の決算で連続マイナス
- ③ 直近3カ年において連続して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割未満

(注1) 運用資産：すぐに換金可能な資産。学校法人会計基準第35条第七号様式における、固定資産のうちの特定資産及び有価証券、流動資産のうちの現金預金及び有価証券の合計

(注2) 外部負債：外部から返済を求められる負債。学校法人会計基準第35条第七号様式における、固定負債のうちの長期借入金、学校債及び長期未払金、流動負債のうちの短期借入金、1年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金の合計

(注3) 経常収支差額：資産の売却など臨時的な要素となる特別収支を除いた収支。学校法人会計基準第23条第五号様式における、（教育活動収入計＋教育活動外収入計）－（教育活動支出計＋教育活動外支出計）

＜専門学校取扱いについて＞

専門学校についても、初年度（2019年度）から、①～③の基準を適用する。

ただし、③（収容定員充足率）の「8割未満」の基準については、専門学校の実態も踏まえ、経過措置を設ける。具体的には、以下の年度ごとの基準は、それぞれ以下の割合未満とする。

○専門学校の収容定員充足率に関する経過措置について

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度～
基準値	6割	6割	6割	6割	7割	8割

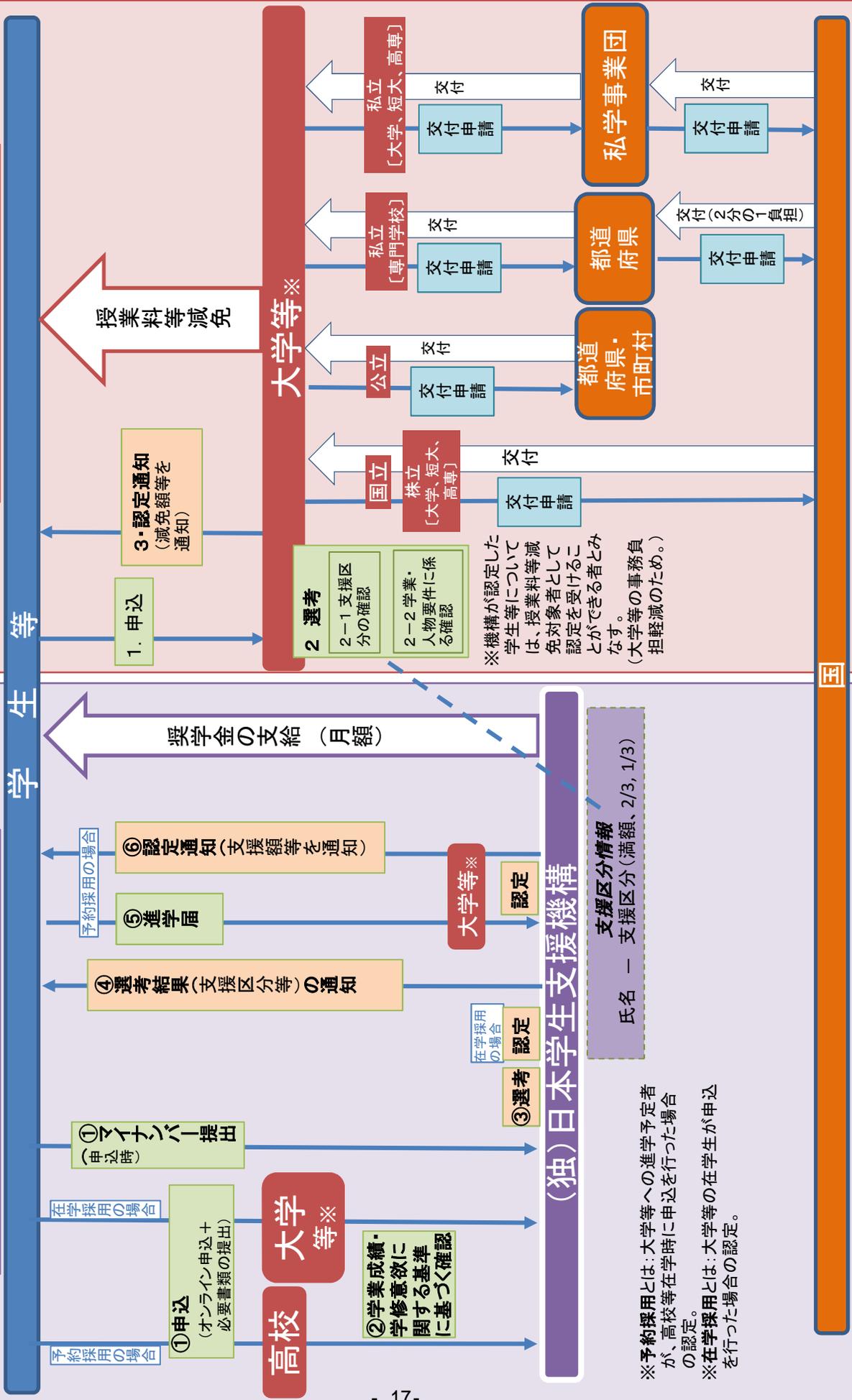
【適用例】

- ・ 2019年度の確認手続においては、2017～2019年度の収容定員充足率が6割未満かどうかを確認する。
- ・ 2021年度においては、2019～2020年度が6割未満、2021年度が7割未満かどうかを確認する。

# 支援措置の対象となる学生等の認定手続について

## 給付型奨学金(学資支給金)

## 授業料・入学金の減免



※ 「大学等」とは、大学等における修学の支援に関する法律第7条第2項の認定要件(機関要件)を満たすことについて確認を受けた大学等である  
 ※ 減免費用の交付に関する場合は、追って、省令で規定する予定

## 【機関要件の確認手続のスケジュールについて】

- 大学等が機関要件を満たしたことについて、国又は地方公共団体による確認を受けることにより、当該大学等に在学する学生等が、大学等における修学の支援に関する法律に基づく学資支給（給付型奨学金）及び授業料等減免の対象となる。
- 支援の開始は2020年4月を予定しているが、2020年4月に大学等への進学を予定する高校3年生等の進路選択を考慮して、機関要件の確認手続は、新制度の成立後速やかに実施する。
- 2019年度の機関要件の確認手続のスケジュールについては、省令制定後、正式に申請書の受理を開始する（省令制定前までの間は、大学等からの事前相談を受け付ける）予定。申請書の提出期限は、7月中旬とする見込み。申請書の提出に関する具体的なスケジュールについては、別途、お知らせします。
- 申請書については、申請時点の大学等の状況に基づき、大学等の設置者が所定の様式（資料5参照）に沿って作成することが必要。申請書の内容が基準に適合しているかどうかを、国又は地方公共団体が確認する（2019年度の特例については、各機関要件に関する資料（「機関要件の確認への対応のポイント」）参照）。
- すべての基準に適合することが確認された大学等については、2019年9月中下旬頃を目途として、確認者が公表を行う予定。
- 大学等が提出した申請書については、確認を受けた場合、その大学等がインターネットの利用により公表することを要する。
- 確認を受けた大学等は、毎年度申請書の内容を更新し、確認者に提出することを要する。

様式第1号

年 月 日

〇〇〇〇 殿

学校法人〇〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇

大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・専門学校)
大学等の所在地	
学長又は校長の氏名	
設置者の名称	
設置者の主たる事務所の所在地	
設置者の代表者の氏名	
申請書を公表する予定のホームページアドレス	

大学等における修学の支援に関する法律(以下「大学等修学支援法」という。)第7条第1項の確認を申請します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点(☑)を付けて下さい。

- この申請書(添付書類を含む。)の記載内容は、事実に相違ありません。
- 確認を受けた大学等は、大学等修学支援法に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。
- 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号			
第2号の1			
第2号の2			
第2号の3			
第2号の4			

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点(☑)を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画(シラバス)

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者\*<sub>1</sub>のみ》大学等の設置者の理事(役員)名簿

「(2)-②外部の意見を反映する組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者\*<sub>2</sub>のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画(シラバス)【再掲】

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料(次ページ参照)
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校名	
設置者名	

**I 直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況**

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	円	円	円
申請2年度前の決算	円	円	円
申請3年度前の決算	円	円	円

**II 直前の決算の貸借対照表における「運用資産-外部負債」の状況**

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	円	円	円

**III 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況**

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率 (F)/(E)
今年度(申請年度)	人	人	%
前年度	人	人	%
前々年度	人	人	%

(IIの補足資料) 「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○ 「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の 名称	資産の内容	申請前年度の決算に おける金額
		円
		円
		円

○ 「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の 名称	負債の内容	申請前年度の決算に おける金額
		円
		円
		円

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
		夜・通信						
		夜・通信						
		夜・通信						
		夜・通信						
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

--

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 理事（役員）名簿の公表方法

--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
(備考)			

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映する組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	
役割	

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名（学部等名）	
設置者名	

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画の作成・公表に係る取組の概要)	
授業計画の公表方法	
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。  (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p>	
<p>客観的な指標の 算出方法の公表方法</p>	
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。  (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告(書)	

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称: )	対象年度: )
公表方法:	
中長期計画(名称: )	対象年度: )
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法:
-------

(2) 認証評価の結果

公表方法:
-------

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名
教育研究上の目的（公表方法： ） （概要）
卒業の認定に関する方針（公表方法： ） （概要）
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法： ） （概要）
入学者の受入れに関する方針（公表方法： ） （概要）

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：
-------

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）								
学部等名	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計	設置基準上の 必要専任教員数
—	人	—					人	—
	—	人	人	人	人	人	人	人
	—	人	人	人	人	人	人	人
b. 教員数（兼務者）								
学長・副学長			学長・副学長以外の教員			計		
人			人			人		
各教員の有する学位及び業績 (教員データベース等)			公表方法：					
c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）								

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
	人	人	%	人	人	%	人	人
	人	人	%	人	人	%	人	人
合計	人	人	%	人	人	%	人	人
(備考)								

b. 卒業者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業生数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)
	人 (100%)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)
合計	人 (100%)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要)
------

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要)				
学部名	学科名	卒業に必要なとなる 単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
G P Aの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：
-------

⑧授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	施設設備整備費	(…以下、必要に応じ追加)	合計
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組 (概要)
b. 進路選択に係る支援に関する取組 (概要)
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組 (概要)

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：
-------

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
年		単位時間/単位	時間	時間	時間	時間	
			単位時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
人		人	人	人	人	人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） （概要）
成績評価の基準・方法 （概要）
卒業・進級の認定基準 （概要）
学修支援等 （概要）

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
人 (100%)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)
(主な就職、業界等)			
(就職指導内容)			
(主な学修成果（資格・検定等）)			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
人	人	%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組)		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	施設設備整備費	(…以下、必要 に応じ追加)	合計
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
修学支援 (任意記載事項)					

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
-----------------------------

## 【適格認定の基準と支援の扱いについて】

	基準	支援の扱い
<b>学業成績・学修意欲に関すること</b> 各学年末に判定し、4月からその結果を反映 (ただし、修業年限が2年以下である場合は、各学年の途中にも判定(10月からその結果を反映))	次のいずれかに該当すること ① 修業年限で卒業できなことが確定したこと ② 修得単位数が標準単位数※の5割以下であること ※標準単位数＝(卒業必要単位数/修業年限)×支援対象者の在学年数 ③ 出席率が5割以下であるなど学修意欲が著しく低い状況にあると大学等が判定したこと ④ 下の「警告」に連続して該当すること  次のいずれかに該当すること(上の「支援の打ち切り」に該当する者を除く。) ① 修得単位数が標準単位数の6割以下であること ② GPA(平均成績)等が下位4分の1に属すること (なお、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置については、追って、省令で規定することを予定) ③ 出席率が8割以下であるなど学修意欲が低い状況にあると大学等が判定したこと	<b>支援の打ち切り</b> (学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がないときは、返還を求める。)  <b>警告</b> 支援は継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導する。 (連続して「警告」に該当する場合には支援を打ち切る。)
<b>家計の経済状況に関すること</b> 毎年の夏頃に判定を行い、10月からその結果を反映	<b>【収入】</b> ※採用時と同一の基準 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること (算式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)※ ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額となる。 (基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満(市町村民税所得割が非課税の者※を含む。) ※税額控除により市町村民税所得割が非課税となる場合は、必ずしも第Ⅰ区分に該当しない場合がある。 第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満 第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満  <b>【資産】</b> ※採用時と同一の基準 学生等及びその生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること (基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満 生計維持者が1人の場合 1,250万円未満	<b>支援の停止または支援区分・支援額の変更</b> 直近の収入の状況に応じて、支援の区分が変更となる場合は、支援額を変更し、いずれの基準額にも該当しない場合は、支援を停止する。 (いずれかの基準額に該当するようになった場合は、支援を再開する。)  <b>支援の停止</b> (いずれかの基準額に該当するようになった場合は支援を再開する。)

## 【上記以外の支援の打ち切りについて】

- 次のいずれかに該当する者については、支援を打ち切る。(①又は②に該当する者には、返還を求める。)
- ① 偽りその他不正の手段により支援措置を受けた者
  - ② 大学等から退学・停学(無期限又は3カ月以上のものに限る。)の懲戒処分を受けた者
  - ③ 支援の継続手続を行わなかった者(手続後に支援を再開)

## 【上記以外の支援の停止について】

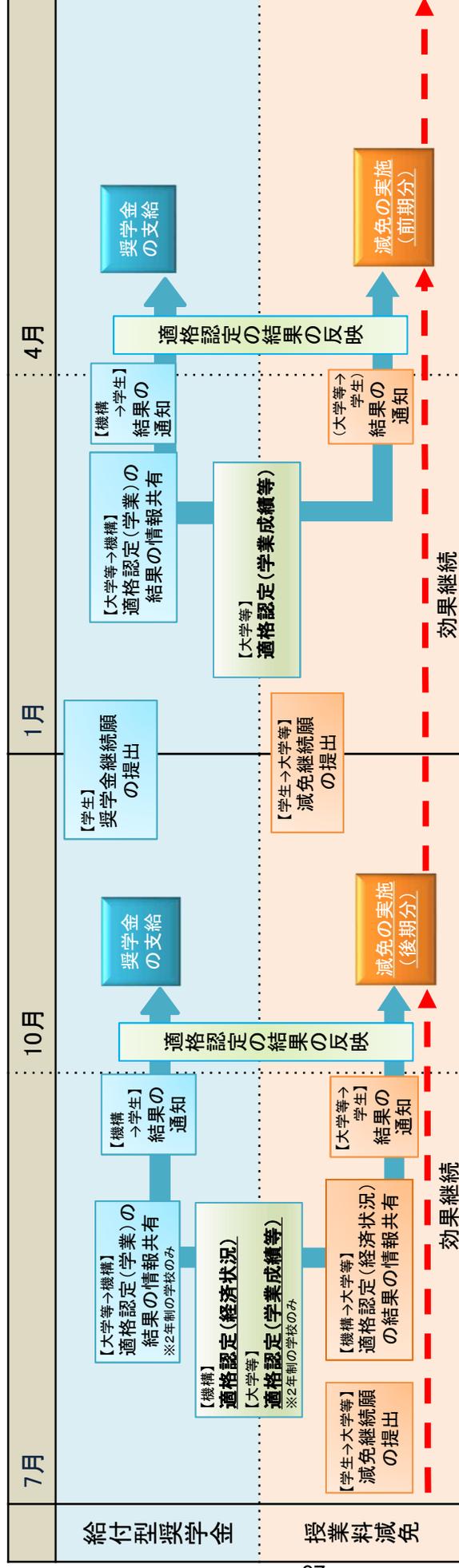
- ・ 大学等から休学を認められた場合には、その間、支援を停止し、復学时に学生等からの申出に基づき、支援を再開する。
- ・ 3カ月未満の停学及び訓告の懲戒処分を受けた場合も支援を停止する。支援停止期間は、停学の場合は停学期間、訓告の場合は1カ月間とし、支援停止期間経過後に学生等からの申出に基づき、支援を再開する。

## 【転学・編入学の場合の支援期間について】

- ・ 転学・編入学をした場合(以下の※に該当する場合を除く。)は、転学・編入学先の大学等の修業年限まで支援期間を延長する。(ただし、転学・編入学前の支援期間と合算して6年を上限とする。)
- ※ 転学・編入学前の学校に在学しなくなってから、他の学校に転学・編入学するまでの期間が1年を超える場合は、支援の対象としない。

# 支援対象者の適格認定のスケジュールについて

○ 適格認定の手続は、以下のとおり実施することを予定しており、適格認定の基準に適合するかどうかの判定結果に基づき、必要に応じ、支援措置の見直し(支援の打ち切り・支援額の変更)を行う。



## 【家計の経済状況に関する基準の適合判定について】

- ・ 家計の経済状況について、毎年夏頃に適格認定を行い、その判定結果を10月に反映する。

## 【学業成績等に関する基準の適合判定について】

- ・ 学年末に適格認定を行い、その判定結果を翌学年当初に反映する。
- ・ ただし、高等専門学校及び修業年限が2年以下の短大・専門学校については、毎年2回(夏頃と学年末に)適格認定を行う。その判定結果を10月と翌学年当初にそれぞれ反映する。

○ 給付型奨学金と支援の趣旨目的や対象が同様の支援制度との併給に関して、国費による支援の重複を整理する観点から、他法令に基づく同様の支援の受給者について、給付型奨学金の額の特例を設ける。

### ＜1. 給付型奨学金と同様の支援制度について＞

以下に掲げる支援を受ける者については、給付型奨学金の併給調整の対象者とする。

- 教育訓練支援給付 (雇用保険法)
- 訓練延長給付 (雇用保険法)
- 技能習得手当及び寄宿手当 (雇用保険法)
- 職業訓練受講給付金 (職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律)
- 高等職業訓練促進給付金 (母子父子寡婦福祉法)

### ＜2. 併給調整の対象者の給付奨学金の額について＞

1. の支援を受けている期間は、給付型奨学金の額を0円とする (給付型奨学金を支給しない)。